

# 生徒会部活動規則

第1条 川内高等学校の教育方針に基づく生徒会の活動が安全かつ活発に実施されることを目的とする。

第2条 生徒会各部の練習等における運営と安全について、部顧問は次の事項に常に留意する。

- 1 適切な年間計画・目標を定め、練習計画に基づいて実施するとともに、生活全般にわたる指導監督を行う。
- 2 体力、技能、健康状態、経験等を十分考慮し、個に応じた指導をする。特に、健康状態は医師の健康診断によって確認する。
- 3 短時間に効率的な練習を行い、過労に陥らないように配慮する。
- 4 各部競技に適した服装を整えさせる。
- 5 施設、設備、用具等の安全点検をし、適切な措置をとる。
- 6 部員の健康、安全に留意する。
- 7 練習時間を明確にする。

ア. 下校時刻は、**3月から10月までは19時00分まで、11月から2月までは18時30分**とする

イ. 練習は、定期考査1週間前から中止する。ただし、定期考査前後（考査前1週間から**考査後1週間**）に試合等のある部に限り、届け出によって**考査前・考査中は2時間以内（更衣・準備・後片付け含む）の特別練習を認める**。上記以外の特別な場合においては部顧問会により審議する。

※顧問が下校まで見届けることを条件とする。

※**野球部全国高等学校野球選手権大会前（1学期末考査）については、上記のルールを適用しない。**

ウ. 試合前の1週間については届け出によって、**年間を通じて30分以内の延刻**を認める。

※顧問が下校まで見届けることを条件とする。

エ. 実力考査については、考査2日前から原則として部活動を中止し、実力考査の学習に専念集中させる。

※考査2日前の定義は、原則として実施日の前日・前々日とする。

※**第2回実力考査（高校総体前）については、上記のルールを適用しない。**

第3条 大会、試合出場等における運営と安全管理について、次の事項に留意する。

- 1 大会要項等に規定されている参加資格、運営方法等について十分検討する。
- 2 事前に校医による健康診断を行う。
- 3 大会出場許可願を校長に提出し許可を得る。
- 4 競技中においては、競技規則等を順守させるとともに、反則及び乱暴な行為等は厳しく指導する。
- 5 競技中における競技者の心身の健康状態を常に確認する。

第4条 合宿における運営と安全管理について、次の事項に留意する。

- 1 参加者の健康状態を確認し、無理のない適切な合宿練習計画をたてる。
- 2 合宿届けを校長に提出し許可を得る。
- 3 施設、設備、用具の安全点検を行う。
- 4 参加者の健康管理及び地域住民への影響を考慮し、午後9以降午前6時までは練習を停止する。

附 則

第5条 この規定は、令和6年4月1日より効力を発する。

## 対外試合等出場規定

第1条 学校を代表して参加することのできる大会は次のとおりとする。

- 1 県教育委員会、高体連が主催又は共催する大会
- 2 高野連が主催する大会
- 3 その他、校長が出場を認めた大会、コンクール等

**\*土曜補習の公欠について、上記の大会やそれに準じるもの（地区・県選抜、国体強化）は認める。  
それ以外の場合は、顧問の申し出により出場委員会を開き決定する。**

第2条 北薩大会を除き、県大会は5回までとする。これを超える場合は、出場委員会で審議する。

- 1 生徒会予算から支給する県内大会の出場費は、北薩大会を除き3回までとし、その支出は、生徒会予算支出規定による。
- 2 出場申請に必要な手続きは下記のとおりとする。  
ア. 出場承諾書 イ. 出場許可願
- 3 出場生徒の選定は、人物・学業等を考慮して決める。特に特別指導（別室指導）以上の指導措置を受けた生徒は、解除後初めて行われる高体連・高文連・協会・連盟・高野連（含・それらの下部組織）主催の対外試合への出場は認められない。また学期末の成績で履修科目のうち**欠点科目を3科目以上**有する者は出場の対象としない。但し、部の出場メンバー上必要時は、対外試合等出場委員会の審議により出場を認めることがある。

第3条 県代表として、または推薦（団体及び個人）されて県外の大会に出場する場合、及びその他の大会に出場する場合、出場委員会で審議の上、校長が許可する。

《補足》県の代表権を獲得して、九州大会・全国大会に出場する場合は、県大会に準じて、大会出場許可願を提出し、許可を得た上で、エントリー以外の生徒の応援（公欠）を認める。出場委員会は開かない。

第4条 出場委員会の構成は次のとおりとする。（教頭1、部活動係、教務1、関係部顧問1、事務1）

附 則

第5条 この規定は、令和6年4月1日より効力を発する。

部 名	エントリー数		備 考
	男	女	
野 球	21(1)		
卓 球	最大32	最大32	但し高校総体は男女各9～16名ずつとする
ソフトテニス	16	16	
バドミントン	21(1)	21(1)	
バレーボール	15(1)	15(1)	
バスケットボール	16(1)	16(1)	
ラグビー	26(1)		
剣 道	9	9	県高校新人男女各11名ずつ ※個人戦のみの出場の場合は選手一人につき一人の補助者も認める
弓 道	7	7	高校総体は個人のみ出場も認める
柔 道	8(1)		
漕 艇	16	16	
陸 上	延べ100(1)		
水 泳	延べ60(1)		

サッカー	21(1)	但し,高校選手権は <b>31(1)</b>
空手道	8(1)	
ダンス	<b>部員数</b>	大会に上限なし
ソフトボール	17(1)	

※ エントリー数は、高校総体のエントリー数に準ずる。エントリー数の( )はマネージャー

例 21(1) → 選手 20名, マネージャー 1名が認められる。

※ 県大会旅費の支払いはエントリー数のみ(備考欄記載の試合はそのエントリー数) 3回まで。地区大会もエントリー数のみの2回まで。

※ エントリー数以外の公欠者の旅費については自己負担とする。

※ 鹿児島市内での大会引率(宿泊)について

① 試合に敗退したら、原則、当日帰校する。

② 翌日、試合がない場合は、帰校する。

③ 次の場合は、敗退後の宿泊を認める。

ア. 引率教諭が川内に引率できない場合。(引率者が一人の場合)

イ. 引率教諭が現地判断により、宿泊を要すると認めた場合。

伊集院・吹上・市来・東市来・串木野等も上に準ずる。 以上は(昭和59年5月から適用)

④ 鹿児島市内(鹿児島市以遠を含む)での大会で、9時30分以前に試合が開始されるときは、出場委員会に申請し,許可されたら前泊での出場を認める。(平成元年5月21日追加)

## 部・同好会創設・廃部の規定について

### 同好会の設立について

① 希望者は代表者1名を立てて同好会設立の申請書を、生徒会を経て部活動係へ提出する。

② 新しい同好会は本校の教育目標に沿ったものであり、また、学校の活性化に寄与するものでなければならない。また、相当数の部員がいることを条件とする。

③ 申請書に記載すべき内容

1.代表者の氏名・クラス 2.顧問(予定) 3.参加者の名簿 4.活動の趣旨

5.活動内容 6.希望する活動場所 7.活動に必要な道具 8.年間計画

④ 同好会設立については、職員会および生徒総会の承認を必要とする。

### 同好会の部への昇格

部活動として必要な部員を有して次の条件を満たし、かつ同好会としての1年間の十分な活動が認められた場合は、生徒総会の承認を得て、部に昇格することができる。

① 顧問がいること。

② 部活動のための場所があること。

### 部・同好会の降格・休部・廃部について

① 部員が2年以上存在しない部・同好会は降格・廃部の対象となる。

② 降格・廃部については部顧問及び部活動係の申し出により審議し、職員会および生徒総会の承認を必要とする。